

1 福祉サポート体制の整備

現状と課題

高齢者や障がい者が、住みなれた地域や家庭で自立した生活を送るには、必要なサービスを有効に利用するためのサポート体制の整備が求められています。

町では現在、町内2か所の在宅介護支援センターにおいて、24時間体制で在宅福祉の相談を受け付けており、さらにそれらを統括する機関として新たな地域包括支援センターの設置も計画しています。

今後は、福祉・保健職員、社会福祉協議会、医療機関、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、地区民生委員等の各関係機関が連携し、総合的な生活支援サービスのあり方を十分検討しながら、制度の周知や利用意識の啓発を図るとともに、利用しやすい相談体制を確立して情報提供を進めることが必要です。

特に、認知症高齢者等については自らの状況等を訴えることが困難であることから、地域の高齢者の状況を的確に把握することにより、高齢者の権利擁護や福祉サービスの早期提供につなげていく必要があります。地域支援事業の一環として、要援護高齢者等の心身の状況やその家族等の状況を把握することも重要です。

また、判断能力が十分ではない認知症高齢者等の財産を守るため、「成年後見制度」等の活用を検討する必要があります。



今後の施策

①福祉サービス提供体制の整備

高齢者や障がい者が自立した地域生活を支援するため、各種福祉サービスの周知を図りながら、在宅介護支援センターや地域包括支援センター等関係機関が連携して、ケースに応じた適切な支援が図られるよう相談・サービス提供体制の整備に努めます。



▲老人デイサービスセンター「けやきの家」

②認知症高齢者等対策の推進

社会福祉協議会や民生委員等の関連機関と連携して認知症高齢者等の実態把握に努めながら相談・指導体制の整備を進め、権利擁護、成年後見制度等の活用を推進します。

現状と課題

核家族や高齢者世帯、ひとりぐらし高齢者が増加し、また、高齢者・障がい者の介護者の高齢化、障がいの重度化などに伴って、必要とされる福祉サービスの内容も多様化しています。

家族や地域社会による相互扶助や介護力が低下している中で、高齢者や障がい者が自立した生活を送るためには、それを支える地域資源が必要です。

町には、平成17年（2005）現在、高齢者施設として特別養護老人ホームが2か所（100床）、老人保健施設が2か所（250床）整備されています。在宅サービス事業所として居宅介護支援施設やグループホーム施設も整備されており、さらに既存の特別養護老人ホームの増築や新たな施設の開設が予定されています。

高齢者のふれあいや活動の場としては、老人福祉センターが開設されていますが、トータルな健康・福祉サポートを可能にした施設環境の整備が望まれます。

障がい者の施設としては、三芳太陽の家（心身障害者地域授産施設）やみどり学園（心身障害児通園施設）、かしの木ケアセンター（心身障害者入所療護施設）、みよし工房（精神障害者小規模作業所）、みよしの里（知的障害者入所施設）、むさしの作業所（知的障害者通所授産施設）などの施設が整備され、障がい（児）者の相談や活動、指導、訓練等の場として機能しています。

しかしながら、「必要時にすぐにサービスが受けられない」「施設への移動手段が確保できない」など、利用者の多様化する要望に十分対応できていないのが現状です。今後は、高齢者や障がい者の自立に向け、各種施設の整備充実と施設間の連携を図るとともに、移動介護や移送サービス、ガイドヘルパーの派遣など、人的支援体制の充実も求められます。

今後の施策

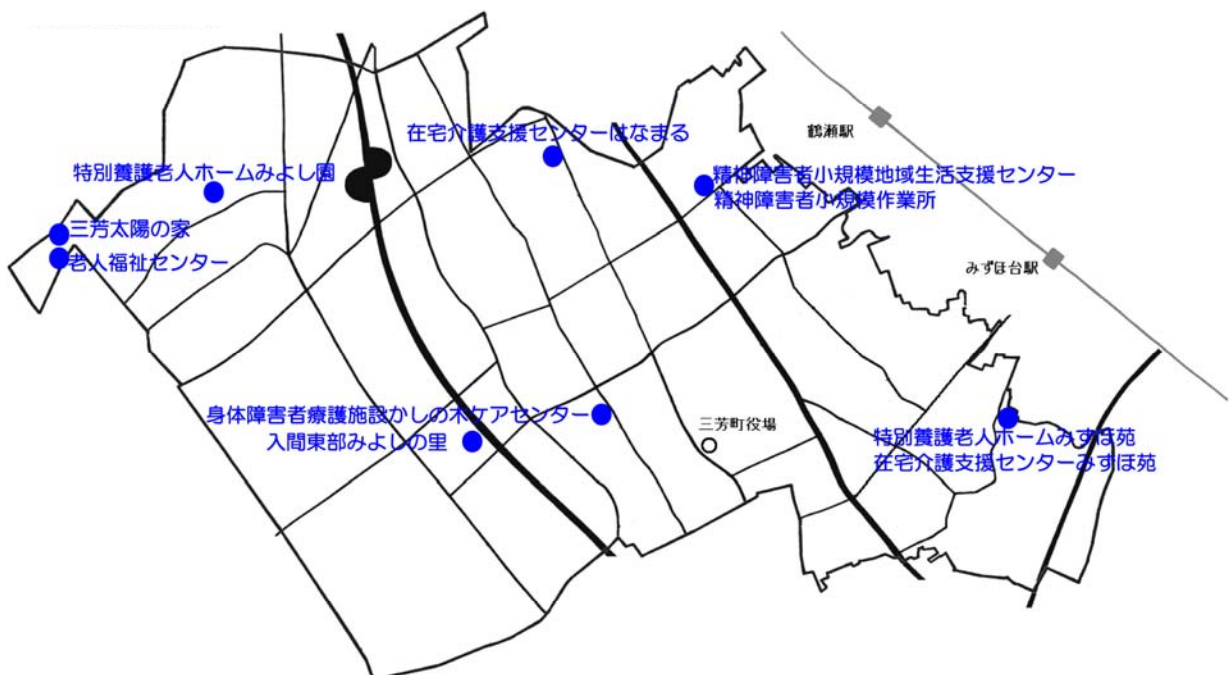
①施設の整備と有効活用

生涯学習や生涯スポーツ等による学校施設の共用、また、高齢者の福祉施設等での交流など、既存の施設を有効に活用しながら、子どもから高齢者までが共に活動できるような場を創出します。また、保健福祉活動と生涯学習活動を相互に連携しながら推進するため、各機能を兼ね備えた新たな複合施設の整備を進めます。

②活動の場の充実

老人福祉センターや三芳太陽の家等の施設間の連携を図るとともに、高齢者や障がい者の活動の促進や自立に向け、多様化するニーズにも対応できるよう、地域を基本に活動の場の整備を進めます。また、活動の幅を広げるため、移送ボランティアやガイドヘルパーなど人的資源の確保充実に努めます。

【福祉施設位置図】



3

高齢者福祉の充実といきがづくりの支援

現状と課題

高齢者が健康でいきがいをもって暮らせるよう、町では、「地域福祉バス利用料金助成事業」「ぬくもり健康入浴事業」「敬老祝金事業」などを実施しており、また、在宅福祉では、「配食サービス事業」「住宅改善整備費補助事業」「緊急時連絡システム事業」などの施策により、安心のまちづくりを推進してきました。

また、町内の13地区では、60歳以上の会員で老人クラブが組織されており、グラウンドゴルフ・ゲートボールなどの体育活動や演芸大会などの教養・娯楽活動のほか、公共施設や道路の清掃などの社会奉仕活動も行っています。今後も、高齢者の健康相談や憩いの場、いきがづくりの場として魅力的な団体となるよう、活動の多様化と活性化を図り、自主的運営を支援する必要があります。

シルバー人材センターについては、町内在住の60歳以上を対象とした会員約260名で組織される団体で、公共・民間・個人の3部門に区分し、除草・清掃等の一般作業、植木剪定・襖・障子張り等の技能作業を行っています。今後、団塊の世代が定年退職を迎えることにより、会員の増加が見込まれており、高齢者の特性を活かした介護・福祉や育児支援サービス事業、講師等の派遣就労事業への進出についても検討する必要があります。

各公民館では、生涯学習の一環として高齢大学が開催され、健康・歴史・時事問題など多様な学習活動が進められていますが、高齢者のいきがづくりを支援するため、今後は、高齢者福祉と高齢者教育の効果的な連携が望まれます。



今後の施策

① 高齢者の社会参加の推進

高齢者が地域社会の中で、いきがいをもっていきいきと活躍できるように、就労の場やスポーツレクリエーション、生涯学習など、社会活動への参加機会の拡充を図ります。



② 高齢者活動の充実

広報紙やパンフレット等を活用して老人クラブへの加入促進を図りながら、高齢者活動の活性化に向け積極的な支援に努めます。また、高齢者が互いに支えあう活動として、ひとりぐらし高齢者への訪問など、さまざまなボランティア活動が充実するよう支援を進めます。

③ 雇用の促進

高齢者一人ひとりが経験や技術等を活かし、働くことをとおして自らのいきがいを高められるよう、高齢者事業団の運営を支援しながら、職種・職域の拡大による雇用の促進を図ります。

4

障がい（児）者福祉の充実

現状と課題

障がい（児）者の福祉サービスは従来、「措置制度」とされてきましたが、平成15年度（2003）から、利用者の自由意志に基づく契約「支援費制度」が基本となっており、知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者の施策（障がい児を含む）についても、サービス利用の基本的な窓口は市町村に移管されているため、これらに対応した適切な制度運営と支援体制の強化が求められています。

また、平成18年度（2006）からは障害者自立支援法が施行されて、障がい者も制度を支えるための一員となり、サービスを必要とする障がい者すべてが利用しやすい制度となるよう推進することが必要となります。

誰もが安心して快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進するには、障がい者がさまざまな社会活動に参加し、いきがいをもって生活していくための施策を充実させることが重要です。障がい者やその家族の声を適切に反映させながら、まちづくりのさまざまな面に心のバリアフリーの視点を浸透させることが望まれます。さらに、障がい者が地域でできる限り自立した生活を送るには、それを支えるだけの地域資源が不可欠となります。利用しやすい在宅福祉サービスをめざすとともに、地域での居場所の確保や専門的な支援を担う施設を整備するなど、ソフト・ハード両面から施策を充実させることが必要となります。



今後の施策

①「障害者自立支援法」の適切な運用

「障害者自立支援法」の施行に伴い、利用者負担の見直しや障がい者福祉サービスの負担の見直し、また、障がい程度区分の判定を実施し、誰もが必要なサービスを有効に利用できるよう、制度の適切な運用を図ります。

②障がい者福祉施策の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実を図ります。また、地域活動などを総合的に支援するケアマネジメント体制における施策を推進するとともに、障がい者の自立を促進するため、リハビリテーション、作業所の訓練、日中活動の場などを提供する施設サービスの充実に努めます。

公共施設については、既存施設のバリアフリー化に取り組むとともに、新たな施設の設計時はユニバーサルデザインを推進し、高齢化にも配慮した環境づくりを進めます。

③総合的なサービス提供体制の確立

保健・医療・福祉等のサービスの多様化、複雑化するニーズに対応するため、関係分野との連携・調整機能を強化しながら、ワンストップサービスを可能とする総合的な相談支援体制、サービス提供体制の確立に向けた検討を進めます。

④雇用・就労の支援

国や県の関連機関との連携を図り、事業主をはじめ住民に対して広く障がい者雇用の啓発を行いながら、障がい者が働きやすい環境づくりを進めます。また、就労意欲をもつ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討し、雇用の拡大を図るとともに、就労支援センターの機能を充実させ、就労支援の強化に努めます。

⑤障がい（児）者の相談支援

多様化する障がい（児）者や家族の相談に対応するため、障がい特性に応じた支援体制が図れるよう、関係機関と連携し各種福祉サービスの情報提供や相談体制の整備に努めます。

5

精神保健福祉の充実

現状と課題

平成9年度（1997）から実施している精神保健福祉相談の中で、精神障がい者の社会参加のための施設に対する高いニーズが明らかになりました。

町では、平成12年度（2000）に精神障害者小規模作業所（みよし工房）を設置し、精神障がい者の利用はもとより、住民との交流事業を積極的にとり入れてきた結果、障がい者の社会参加が少しずつ促進され、精神疾患・障がいに対する住民の理解も得られてきました。これをさらに推進するため、平成17年度（2005）には、拠点施設として「精神障害者小規模地域生活支援センター」を設置しました。

同地域生活支援センターでは、医療費等の申請窓口としての機能のほか、こころの相談事業や精神障がい者との交流事業など、精神保健福祉法に基づく町の業務を全般的に行っています。しかし、地域住民との交流事業や精神障がい者の居場所として十分に機能させるために、今後さらに工夫が必要です。

精神保健福祉分野においては、障がいの特性や地域の実情を考慮し、住民と行政との協働により施策を推進していくことが大切です。今後は、住民と地域生活支援センター、障がい者支援施設との協力体制のもと、精神障がい者の地域生活支援や就労支援に重点的に取り組むとともに、社会的問題となっている自殺や鬱（うつ）、ひきこもり対策等にも広く対応しながら、住民の「こころの健康づくり」を推進することが必要です。



精神障害者小規模地域生活支援センター

今後の施策

①施設運営の充実

町の精神保健福祉業務の窓口となる地域生活支援センターの機能の充実、障がい者支援施設の指導体制の強化など、両施設の連携を図りながら、適切な運営に努めます。特に、支援センターでは、交流事業の充実、精神障がい者の居場所の確保等に努めます。

②相談業務の拡充

精神保健福祉相談の受け入れ体制を整備充実するとともに、増加傾向にある自殺、鬱(うつ)など多様な相談に対応するため、医師等外部の専門職によるスーパービジョン※の導入を図ります。また、ひきこもりに対しても、学校や地域の連携による相談体制を整備し、早期に適切な家族支援を行いながら、その対策を推進します。

※スーパービジョン＝相談援助職にある者が、より高度な専門知識を有する者の指導を受けながら、常に専門家としての資質の向上をめざすための教育方法

③普及啓発活動の推進

住民の「こころの健康」を増進するため、各種の教室を継続して実施しつつ、地域生活支援センターを拠点として、住民と行政との協働による精神保健福祉の推進を図るため、各種交流事業を積極的に進めながら、住民の力が発揮される場を提供します。

④自立や就労の支援

精神障がい者の就労に向けて、障がい者支援施設での訓練を実施しながら、受け入れ先の充実を図るとともに、企業や住民への啓発や講座を積極的に行い、職場開拓や職場へのジョブコーチ※の導入などを進めるとともに、就労支援センターの機能を充実させ、就労支援の強化に努めます。

※ジョブコーチ＝障がい者等の就労や社会参加を人的に支援する制度、または職場適応援助者

6

地域福祉の推進

現状と課題

高齢者世帯や認知症高齢者の増加により、高齢者が安心して生活できるよう地域に密着したサービスが求められています。

町では現在、民生委員を中心とした地域の見守り活動を行っていますが、今後は、さらにきめ細かな地域福祉を進めるため、福祉ボランティアの確保・育成などの施策を推進しながら、閉じこもり※の予防や介護予防の支援を充実させることが望まれます。

社会福祉協議会では、登録ボランティアグループの運営により、みよし友愛サービス（家事援助）やひとりぐらし老人のための会食会など、各種の地域福祉活動を行っています。こうした多様な活動が一層活発になるよう積極的に支援することが必要です。

福祉のまちづくりを進めるため、平成元年度（1989）から福祉まつりが開催されており、地域のふれあい・交流の場として多数の住民の参加を得ています。今後も地域全体にあたたかい福祉の心がはぐくまれるよう、高齢者や障がい者との交流の機会を拡充することが重要です。

また、近年、高齢者に対する虐待が社会問題になっています。増加する高齢者虐待に対しては、地域住民と行政が協働で早期発見に努めるとともに、保健・医療・福祉・司法等の関係機関のネットワークを強化し、連携しながら対応することが重要になります。また、高齢者や障がい者の権利擁護に配慮した対応も求められます。

※閉じこもり＝主として高齢者のひきこもりがちな状況



今後の施策

① ボランティア活動の推進

社会福祉協議会の協力のもと、ボランティアセンターを核に活動しているグループを支援するとともに、地域福祉ボランティア活動の担い手としての人材の発掘や育成・支援に努めます。



▲老人福祉センターで開催されているお楽しみ会（各地区老人クラブ）

② 地域見守り活動の推進

民生委員を中心とした地域見守り活動をとおして、ひとりぐらし高齢者世帯や生活支援が必要な世帯への声かけなど、人とのふれあいによる心のバリアフリー化を進め、地域で支えあうまちづくりを推進します。

7

介護保険制度の充実

現状と課題

町の65歳以上の人口は平成17年（2005）4月1日現在で5,462人、高齢化率は14.9%となっています。今後も高齢化は進み、平成27年（2015）には高齢化率が23.7%に上昇すると予測されます。

町では、「高齢者保健福祉計画」や「介護保険事業計画」に基づいて、介護保険事業を推進するとともに、高齢者を包括的にとらえた高齢者地域支援施策を進めています。

介護保険制度の創設から5年を経過した平成17年現在、町内の介護認定者は551人で、特に軽度（要支援、要介護1）の介護認定者の割合が高く、増加傾向にあり、介護サービス給付費も居宅・施設ともに年々増加しています。

平成18年（2006）4月に介護保険制度の改正が予定され、従来の介護給付に予防給付をとり入れた予防重視型の制度へと移行するため、生活機能の向上をめざした介護予防施策の強化が重要となっています。

また、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加も予想されていることから、包括的・継続的なマネジメントを行う必要があり、その拠点となる「地域包括支援センター」の創設が制度化されます。今後は、専門職の配置など機能の充実が求められます。

社会福祉協議会や保健・医療・福祉機関との協力体制、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなどの対策を強化するとともに、高齢者をとりまく環境をバリアフリーの視点で捉え、尊厳を尊重しつつ、地域の中で健康でいきがいをもって暮らせるようハード・ソフト両面の環境整備が望まれます。



今後の施策

① 予防重視型介護保険制度の推進

要支援・要介護認定高齢者の介護が必要となった原因は、下肢機能の筋力低下や閉じこもり等による廃用症候群（生活不活発病）が最も多いことから、要介護状態への移行をできる限り予防し、改善の可能性のある高齢者に対して状況に応じた介護予防サービスが提供できるよう、適切なマネジメントを実施するなど、予防重視型の介護保険制度を推進します。

② 介護予防や包括的支援事業の推進

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした介護予防事業として、通所型介護予防事業（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）、訪問型介護予防事業（閉じこもり防止、認知症予防、鬱〈うつ〉予防）を推進するとともに、地域包括支援センターにおいて総合相談、予防マネジメント、地域ケア支援、権利擁護事業を実施します。

③ 福祉や保健業務との連携強化

基本健診時に特定高齢者を把握し、地域包括支援センターにおける予防介護マネジメントを経て効果的に介護予防事業が実施できるよう、保健業務との連携強化に努めます。また、福祉業務との連携により、高齢者を介護する家族支援関連事業、高齢者が地域で自立した生活を維持するための自立支援事業を実施するとともに、介護予防普及啓発事業を行いながら、生活圏域内での支援体制を整備します。

④ 介護保険事業の適正運営と財政の健全化

介護保険事業が適正かつ効率的に運用され、良質なサービスが提供されるよう、介護給付費適正化事業（給付費通知、情報開示等）を推進します。また、介護認定の公平性と認定調査の正確性を確保するとともに、介護給付費の適正な支出に努め、介護保険財政の健全化と制度の維持を図ります。

8

社会保障の充実

現状と課題

国民健康保険では、被保険者の疾病・負傷・出産・死亡に対して必要な保険給付を行い、被保険者の生活や健康を支えています。保険事業は、国庫負担や保険税を主な財源として、町が事業実施主体となって運営しています。

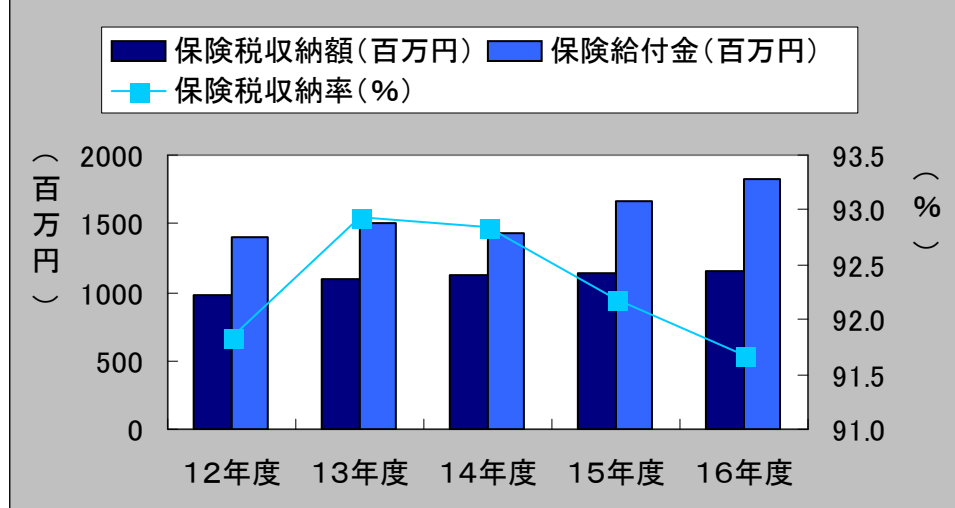
国民健康保険を含めた各医療保険制度は、高齢化の進展に伴う医療費の急増や長引く景気低迷などにより、厳しい財政状況に陥っています。そのため、国においては医療保険制度の総合的な見直しが行われ、保険者の再編・統合などの検討が進められています。

町においても、こうした国の動向を注視しつつ、今後は、保険税の収納率向上や医療費の適正化により財政の健全化に努めながら、医療・福祉のまちづくりに向けて、さらに充実した事業運営を図ることが求められます。

国民年金は、老後や不測の事態に生活の安定を図る目的でつくられた公的年金制度で、老齢年金や障害年金、遺族年金、寡婦年金などの給付を行っています。学生や低所得者に対しては、保険料の納付特例や免除・猶予などの制度もありますが、未納・未加入者をなくしていくために、年金制度の趣旨や制度内容について一層の周知徹底を図る必要があります。

低所得者については、民生委員活動の中でその実態を把握し、関係機関と連携を図りながら援護を行ってきました。今後も低所得者の自立に向けて、一層の制度の充実が望まれます。

【保険税の推移】



今後の施策

①国民健康保険事業の推進

少子高齢化を迎える中で、住民の安心を確保するために、国民健康保険事業の理解や普及を図り、保健・福祉業務との連携により疾病予防や健康増進を推進するとともに、保険料の効率的な徴収等により、財政の健全化、安定的運営に努めます。

②国民年金事業の推進

老後の生活保障である年金の役割はますます重要となるため、国民年金制度の趣旨や制度内容を周知するとともに、年金制度への加入促進に努めます。

③低所得者福祉の推進

低所得者の実態やニーズの把握に努めながら、関連制度利用の指導や内職相談の紹介などをおして、生活の自立に向けた適切な支援を推進します。

